

駿河の旗本領

一、はじめに

佐々木 清治

旗本は江戸時代将軍直属の家臣を指すので、これを英訳するならば *Immediate Vassal of Shogun* ということになる。その数およそ五千人、大体一万石未満百石内外以上の知行が与えられた。その知行には蔵米地行と地方知行との二様式があり、前者は幕府から蔵米を与えられる蔵米取であり、後者はその俸禄に相当する石高の村々を知行する、すなわち土地を与えられた知行取であつて、旗本五千人のうち知行取は三千人、その知行所が歴史地理的研究の場合、対象となるものである。

旗本知行所の総石高二六〇万石は、駿河・遠江・三河などの東海地方や大坂周辺に分布しているが、主に江戸近くの武蔵・相模・上総・下総などの諸国に多く存在していた。このように旗本領の全国的分布からみても、駿河は旗本領最多地域の一角に現われている。しかも石高の大きい上級旗本層の采地が多いことも一つの特色であり、したがって多くの陣屋も置かれていた。こうした上級旗本であればこそ独立して采地内に陣屋を置いて支配権を行使できるのであるが、小禄の旗本は支配権を幕府の代官にゆだね、幕府の公定した率にもとずいて年貢を徴集する形をとり、そういったところは、形式的には旗本領であるが、実質的には天領と変わりがない。駿河では、このような小禄の旗本の知行所は少なく、むしろその逆のケースさえみられる。その好例として志太郡桂島村を挙げる。この村は

天領と旗本（日向左京）領との相給になつてゐるが、ここでは旗本の村役人が天領の支配にも当たつてゐた。

駿河の旗本領の分布状態をみると、大井川筋の志太郡では、北部一帯が天領であり、下流域は地元の田中藩、近隣の掛川・横須賀藩、遠く的美濃岩村藩・丹波篠山藩・伊勢長島藩の飛地が塊状に分布する隙間を埋めるかのように、石川・日向等九人の旗本知行所が介在する。安倍川流域の安倍郡では、公領の府中（静岡）を中核として幕府直轄地がひろがり、その周辺部に、曾我・桜井・岡崎等一五人の旗本采地が群生している。庵原郡には小島藩領や天領もひろがっているが、旗本領も密集し、曾根・秋山・石川等一〇人の旗本采地がある。富士山の西南麓から富士川流域にかけてひろがる富士郡では、天領と寺社領とを除けば、残りがすべて旗本領であり、旗本の総数は三〇人を越え、駿河では旗本領が最も集積している地域となつてゐる。

そこで、旗本領集積地域の富士郡を中心に、駿河の旗本領の地域的態様を考察しようと思うが、この場合の研究目標として、第一は下から、被支配者の側から、采地の村々から、土地のサイドからみた旗本領の特異性、第二は、上から、支配者の側から、旗本サイドから投影された旗本領の機能、この二面に焦点をほぼつて旗本領の解明を進めていくこととする。

二、相給型旗本領

富士山西南麓にひろがる富士郡は旗本領の集積地帯を形成し、多くの旗本領が互いに入り組むばかりでなく、それらが重なり合つて

表 1. 富士郡下の相給の村とその領主（幕末期）

相給地	村	領 主 (数字は石高)						相給地	村	領 主 (数字は石高)	
6 給地	大 中 甲	大森 謙二郎 309,925	渡辺 謙次郎 235,128	牧野 伊子守 114,020	水田正左エ門 113,906	秋山安房守 28,987	本郷丹後守 27,030	2 給地	川 尻	玉虫八左・門 177,653	大久保 織部 39,175
4 給地	松 岡	大久保加賀守 616,868	杉浦 干税 373,760	日向小伝太 230,282	大 領 53,587				増 川	諏訪 鑑太郎 308,785	蒔田留十郎 163,197
	黒 田	渡辺 謙次郎 847,859	本郷丹後守 187,526	牧野 伊子守 105,095	蒔田留十郎 67,397				江 尾	杉浦 柱之進 211,474	大 領 22,474
	小 泉	高木 内記 481,000	玉虫重四郎 280,500	牧野 信藏 262,500	村山浅間神社 11,000				檜 新田	大久保加賀守 53,159	大 領 13,290
	青 木	岡部正次郎 183,324	松平 栄女 182,205	蒔田留十郎 96,076	渡辺 謙次郎 63,198				田中新田	大 領 59,010	内藤 駒次郎 39,771
3 給地	上 条	松平新七郎 347,397	渡辺 伴三郎 137,984	水田勝左・門 136,054	大石 寺 60,000				宮 島	秋山虎之助 465,702	杉浦 柱之進 259,917
	大野新田	大久保加賀守 108,282	大 領 98,043	内藤 駒次郎 79,501					五貫島	小笠原加賀守 464,000	大 領 324,000
	前 田	酒井大内記 297,180	曾我伊賀守 122,292	本郷庄三郎 93,096					宮 下	大 領 136,818	杉浦 柱之進 135,619
	蓼 原	久世三十四郎 1275,998	戸田松三郎 110,320	酒井求次郎 26,794					十兵衛	石川又四郎 178,217	日向小伝太 122,755
	松 本	日向小伝太 150,536	高木主水正 77,743	松平 栄女 26,384					瓜 島	酒井 栄女 85,468	日向小伝太 85,228
	森 島	秋山虎之助 238,653	内藤 駒次郎 114,723	大 領 42,504				入山瀬	水野出羽守 310,449	松平伊豆守 128,677	
	本市場	秋山虎之助 357,300	山田 内匠 172,600	松平 栄女 56,200				外 神	岡部証次郎 265,371	水田勝左・門 86,025	
	比 奈	内藤 啓之允 677,728	秋山虎之助 629,740	日向小伝太 203,935				西 山	杉浦 柱之進 532,250	本門 寺 21,680	
	富士岡	戸田 鑑太郎 561,511	水田勝左・門 515,846	玉虫八左・門 257,907				精進川	本郷石見守 489,898	水野出羽守 92,023	
	山 本	山口丹波守 278,643	高木 左京 141,279	杉浦 干税 15,611				北 山	松平 栄女 887,626	本門 寺 50,000	
人 岩	松平伊子守 170,005	玉虫重四郎 156,200	大森 右・門 132,300				山 宮	石川又四郎 1227,103	内藤 駒次郎 185,985		
粟 倉	岡野証次郎 116,400	松平伊子守 80,300	大 領 42,900				原	岡野 飯三郎 249,654	蒔田留十郎 132,077		
淀 帥	諏訪 鑑太郎 377,086	蒔田留十郎 343,133	松平 栄女 58,529								
羽 耐	渡辺 伴三郎 215,331	清水 榮輔 308,167	市川 準介 38,442								
猪之頭	松平新七郎 67,738	大 領 44,510	岡野 飯三郎 38,442								

相給（あいきゅう）形態をなしている村が多い。富士郡誌⁽¹⁾を本として相給の村々を示すと表1の如くで、最も多くの領主によって支配されているのは大中里村（旧富丘村大中里、現富士市に編入）で六人の旗本によって分割支配された六給地であり、また松岡・黒田・小泉・青木・上条の五か村は、旗本領ばかりでなく、天領や寺社領・藩領とも相給となった四給地、さらに三給地が一四か村、二給地が一七か村あり、合計すると三七か村の相給型旗本領の村々が存在する。勿論単給地も数多く分布するが、相給地の多いことが富士郡下の旗本領の地域的特色である。このことは駿河の旗本領一般に通ずる。

(一) モザイク模様の相給の村

相給形態となるには二つの方式がある。一つは、一村内を領主毎に分割することなしに、年貢米だけそれぞれ支配高に応じて上納する場合、第二には、土地も農民も支配高に応じて分割支配する場合とくに後者の場合、村の地域構造を複雑なものにする。

その通例が富士郡比奈村であって、この村は内藤啓之允（六七七石七二八）・秋山虎之助（六二九石七四〇）・日向小伝太（二〇三石九三五）の三旗本によって支配された三給地であるが、明治初年の村絵図⁽²⁾では比奈村の名は消え、東・西・中比奈村の名が見られる。そして南北にのびたかつての比奈村は、ほぼ中央を南北に走る一線によって東比奈村と西比奈村とに分けられ、その両村域内に中比奈村の耕地が散在し、それらの飛地をまとめて中比奈村が形成されている。このように比奈村が東・西・中と三つに分割されたのは旧比奈村が上記三人の旗本による相給支配をうけていたためで、つ

まり東比奈村は旗本内藤の采地、西比奈村は旗本秋山の采地、中比奈村は旗本日向の采地になっていたため、かつての比奈村が三つの村に分かれるようになったのである。

富士郡松本村も亦通例で、この村は、日向小伝太（一五〇石五三六）・高木主水正（七七石七四三）・松平采女（二六石三八四）の三旗本が分割支配する三給地であるが、この村を中心とする相給関係の絵図⁽³⁾をみると、この村と地続きの貫井付近まで含めて描かれているため、上記三旗本の外に旗本内藤駒次郎の采地まで入り組んで、モザイク模様の錯圃形態をとり、その上、岩本分とか、平坦分、中島分というように、それらの村々の飛地も加わって、一層複雑な様相を呈する相給地となっている。

(二) 相給の村の成因

相給の村は、どのようにして成立したのか、その成立原因は種々あるが、ここでは一つのケースとして志太郡三輪村（現岡部町に編入）を挙げる。この村の大部分は旗本石川又四郎の知行地であるが、村の中に天領が散在するという相給の村である。この村の片山家は古くから「五十石様」と呼ばれている家柄で、これが天領を発生させた萌芽となるのである。

三輪村の石高は、寛永年間（一六二四～四三）で四八〇石一五八、幕末期でもほとんど変化していない。ところで三輪村取米帳によると、元禄十一年（一六九八）「従是分郷ニ成」とあって、二人の領主の支配を受けることになった。ここに所謂五十石様の村が成立しそれは天領として代官の支配を受けていた。一方、寛延三年（一七五〇）に三輪村から島田役所に提出した「今度御尋之品々書上帳」

には「三輪村元禄元年辰年分郷罷成候」とあって、三輪村から別れて五十石様の村が成立したのは元禄元年（一六八八）のことと、このように分郷が行なわれたのが元禄元年か十一年か、両説があって確定し難いが、元禄十一年は幕府が大規模な地方直しを実施していたから、十一年説をとるのが常識であろう。とにかく、元禄期に三輪村は四八〇石余の村高から五二七斗余が分郷され、別の三輪村を創出し、旧村の百姓四軒が新分村に組み入れられた。新分村は村高も小さく、戸数も僅かだが、それでもなお普通の村と同様に各主人を定めており、それには代々片山家が当たった。

五十石様の村の石高五二七斗四八は、田三町五反九畝一五歩、畑九反九畝三歩、合計四町五反八畝一八歩を以て成立し、またこの耕地の分布を一駿州志太郡三輪村絵図⁽⁴⁾によって窺うと、五十石様の村、すなわち天領が三輪村の中に広く分散して存在し、それら畑屋敷の総筆数は八四筆で、その内訳は、田三四筆、畑四六筆、屋敷四筆である。ただし慶応四年（一八六八）の村鑑帳では、家数が一軒増加して五軒となり、人口は二九人である。

このように三輪村は五十石様の村の出現によって、天領と旗本領との相給の村としての複雑な支配が展開したのであるが、次に相給の村ではどのような村落生活が展開したかについて考えてみよう。

(三) 相給の村の村落生活

相給の村が複雑に入り組み支配を受けるといふことは、直接的には農民の村落生活の上に反映し、たとえば、天領と旗本領とが相給になった村では、天領の百姓は自らを公領百姓と称し、旗本領の百姓を私領百姓と呼んで差別していた。また領主層が村落を支配する

主要目標は年貢米の徴収であり、その徴集の仕方が領主毎に相違があつて農民達には迷惑なこともあつたし、また不平もあつた。

その適例として志太郡桂島村を挙げる。この村は慶長年間（一五九六—一六一四）から長期間天領であり、天明五年（一七八五）から村域の大部分が旗本日向左京（鍵次郎・次郎八郎とも称す）の采地となつたので、天領と旗本領との入り組んだ相給の村といふことができる。そこで、旗本日向がこの村を支配するまでの経過をみると、高一千石の旗本日向は、はじめ富士郡久沢村で五八九石一八五、駿東郡西権路村で四〇六石九七七が与えられていたが、天明五年富士郡の采地を有度郡東新田・上川原、志太郡上青島・弥五衛門・味原・桂島に移された。このようにして桂島村の大部分が旗本領となつたのである。

表2. 志太郡桂島村における旗本領と天領との年貢徴集率の比較

年徴集率	嘉永4年 (1851)		文久元年 (1861)		元治元年 1864	
	旗本	天領	旗本	天領	旗本	天領
田租率	0.395	0.355	0.420	0.355	0.420	0.355
畑租率	0.422	0.279	0.420	0.279	0.420	0.279
新田租率	0.401	0.350	0.400	0.350	0.400	0.350
新畑租率	0.309	0.298	0.400	0.298	0.400	0.298
平均租率	0.387	0.321	0.410	0.321	0.410	0.321

桂島村は、その村高一四九石二四七（旗本日向領一一五石〇二八二と天領三四石二一八八）に分割されることになった相給の村である。相給の村になることによつてこの村の農民の生活条件に変化が生じた。具体的にいへば天領と旗本領とで年貢徴集率が異なっているといふことである。年貢徴集率といっても田・畑・新田・新畑で異なるので、それらも考慮して比較すると表2の如くで、明らかに旗本日向領の各種年貢率は、天領に比べて高率となっている。

このように高率を示すのは、旗本の財政が窮乏しているためである。年貢率が高いということは、それだけ旗本領に居住する農民に対する経済的圧迫がはげしかったことになる。

(四) 旗本領の紛争

相給の村とは限らないが、一方が旗本領であり、他方が天領である、というように領主支配を異にする村々の間では、川除普請にからんで、川除紛争がしばしば生ずる。

このような事実の一つとして享保七年（一七二二）潤井川沿岸の村々の間に発生した川除普請にからむ紛争がある。富士郡を従貫して流れる潤井川を挟んで、南岸の松本村と長通村とが、その対岸にある久沢村を相手取って起こした紛争であるが、当時松本村は、小林又左衛門代官所・日向靱負知行所・高木兵庫知行所によって支配された相給の村であり、長通村は内藤采女知行所、久沢村は日向左京知行所の支配で、共に単給地である。とくに留意すべき点は、これらの村々が元禄十一年（一六九八）までは天領であった、ということである。

この川除紛争の発端は、潤井川の北岸にある久沢村が河川敷に川除堤を造成し、それによって新田や新林を開発したため、河道が変わり、洪水の度に、南岸の松本・長通両村側の川除堤を乗り越えて河水が溢れたり、堤が切れたりして被害を蒙ってきた。さらに新しく蛇籠を並べたので、洪水の被害は一層甚だしくなった。それ故久沢村で造成した新しい籠出しを取消し、新田や新林を取払って、元の河川敷に復してほしいと訴え出たのである。

これは紛争の直接原因であるが、その背景として、天領から旗本

領への支配者交替の中で、この問題が発生したと考えられる。すなわち「差上申一札之事」のなかに、

先年御料所之節は双方之御代官より吟味有之障り無き様に普請被仰付候処、御私領に相渡候以後久沢村より我儘に新規籠出し、又は籠之間敷古来より長仕候

とあるように、天領であった頃は、川除普請の節、それぞれの代官が調整したのちその実施に当たっていたから支障がなかった。ところが、村の支配が旗本領に変わると、旗本間の話し合いや調整もなくなり、放任状態となり、久沢村は勝手に籠出しをしたり、その間敷を延ばしたりした、というのである。つまり領主支配の態様が川除普請に影響を与えていることを示すものである。この紛争の結果は、既成事実を認め新田・新林・籠出しを取払わなくてもよいことになった。

元禄十三年（一七〇〇）には田子浦海岸にならば旗本采地の村々で潮除垣をめぐって紛争が生じた。富士川扇状地の縁辺田子浦の海浜に接している村々（前田・鮫島・田子・中丸・柳島・川成島・官島・五貫島）を浜方または浜付八か村という。その大部分が旗本領で、相給地も混じている。五メートルも高線が柳島・川成島を横切り、五貫島の北を通り、この等高線から南と東は低湿地となり、田子浦砂丘の内側で最も低い。この付近の砂丘は高くないので、高波はこれを越える。したがって潮除垣を構築する必要がある。元禄年間、浜付の五貫島（旗本小笠原加賀守と代官江川太郎左衛門支配の天領との相給地）・川成島（旗本本郷庄三郎知行所）・中丸（旗本駿木根大内知行所）三か村と官島村（秋山虎之助・杉浦柱之進

両旗本支配の相給地)との間に紛争が起った。その原因は、潮除垣を村の石高割にするか、一村限りにするかで意見の相違が生じたためである。

この紛争は幕府にまで達する訴訟となり、元禄十三年(一七〇〇)裁決が出た。裁許状の内容によると、川成島・五貫島・中丸三か村が訴えているのは、浜通りが本田村であるから一村限りの境界というものはないので、潮除垣を造るに当たって石高割にすべきだと主張し、これに対して宮島村の言い分では、田地先の浜は一村限りと支配を命ぜられてきているという。宮島村は漁船を所有し浦役も動めてきた。また宮島村分の浜は土地が低いので、御蔵米を浜に積み置くことができないので、廻船から口銭を取っていない。さらに宮島村浜通りに塩焼釜が六か所あって村の共有で製塩を営んでいたが川成島・五貫島・中丸三か村の者が新たに塩焼釜を造ったので、宮島村の方は潰れてしまった。

寛永年間(一六二四〜四三)、古郡孫太夫が加島新田の開発を行なったとき、浜付の村は海岸まで一村限りの境界を立てて、延宝七年(一六七九)に潮除の松苗を植えさせたという代官の書付があることから、宮島村の言い分に理があり、問題の潮除垣も一村限りで実施せよ、という裁決が下った。

以上述べたように、川成島・五貫島・中丸三か村と宮島村との浜通りにかかわる紛争は、潮除垣をめぐる発生したものであるが、その背景には、宮島村がこれまでつづけてきた浜通りの独占的使用に対して川成島などの三か村がそれを排除しようとする考えが潜在している。塩焼釜の設置はその現われとみられる。

三、陣屋を中心とした旗本領の機能

これまで旗本領を被支配者の村の側から考察してきたが、次に視角を変えて、支配者すなわち旗本の側に立って、その采地を検討してみよう。旗本の村落支配は陣屋を中心として行なわれるので、駿河にある主な旗本陣屋を挙げて、旗本采地の分布や特色のある機能などについて述べることにする。

(一) 長沢陣屋

旗本戸田鍋太郎の陣屋は富士郡長沢新田にある。その長沢新田村は、古くからある中里村の範囲の中にくつもの耕地を形成し、それらをまとめて一つの村を形成したものである。新田開発が分散的に行なわれたために、耕地が飛散したのである。それは前記志太郎三輪村の中に所謂五十石様の村ができたのと形状が全く類似している。旗本戸田の陣屋が中里村の中に分散する長沢新田に置かれたことは興味深い。

旗本戸田は宝永七年(一七一〇)三河碧海郡から富士郡に移って以来この地に定着した。その采地一二か村の石高は表3の如くで、総石高二五七〇石、外に一一町歩の森林もある。采地の一二か村は相給地の多い富士郡下では、珍らしくも単給地ばかりである。またこの十二か村の分布は図1にみるように、吉原宿を中心とし、その周辺にひろがる。すなわち、浮島沼の北縁に開けた中里・長沢新田・東宗高・西宗高の村々、富士川の扇状地付近に立地した藤間村の五か村が、旗本戸田の采地内における水田地帯の村で、桑崎・石井・鶴無ヶ淵・間門・三ツ沢・石坂・大淵の七か村は愛鷹山麓や富士山の裾野に立地する畑作地帯の村である。そして水田地帯の村々の総石高は四

表3 旗本戸田の采地の村と石高

村	石 高	給 地	
		単	給 地
中 里	1 319 . 302		
長沢新田	81 . 636		
東 宗高	461 . 790		
西 宗高	99 . 721		
藤 間	111 . 340		
間 無ヶ	37 . 608		
石 井	38 . 006		
桑 崎	8 . 075		
三ッ沢	54 . 162		
大石	224 . 667		
	31 . 075		
計	103 . 560		
	2,570 . 942		

九七石で、全采地の二〇%である。この畑作地帯にある七か村を山方七か村と称し、年貢はすべて金納であった。この金納が多いことは旗本の経済を圧迫する。とくに幕末期になると、旗本戸田の財政が窮乏し、農民が陣屋組織の一部に入り込むようになる。その具体的な状態は後述する陣屋のなかで明白となる。

(一) 黒田陣屋

旗本渡辺建次郎の陣屋は富士郡黒田村（現富士市）にあり、この村の名主中野与文治の家がその陣屋に当てられていた。

旗本渡辺の祖先直茂は徳川家重（九代將軍）に仕え、その子直長の時、宝暦二年（一七五二）に高一五〇〇石の采地を富士郡に与えられた。その采地は表4のような五か村で、そのすべてが相給地となっている。なかでも大中里村は六給地で、駿河の旗本領中最も入

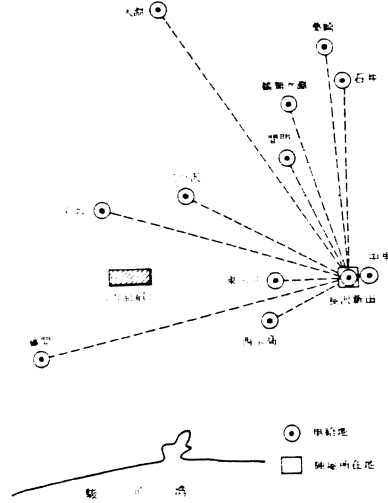


図1 旗本戸田の知行所の分布

り組みの甚だしい村である。しかもこの五か村は図2の如くほぼ南北に連なり、その最南端に黒田陣屋が位置している。

これらの支配地から旗本渡辺がどのように年貢を徴集していたか、その実情を天明四年（一七八四）の黒田村についてみよう。この年は天明の大飢饉の翌年に当たって不作続きのため年貢量は三〇一石であった。

これはこの村の知行高八四二石八五九の三五%である。この三〇一石は慣例によって、その三分の一が金納、三分の二が現物納となり、その金納分の一〇〇石三斗は金額にして一二七兩である。現物納の方は、その中から村役人の給米・陣屋提供料、灌漑用水路補修費などを差引くと一八八石六五、金額にして二二四兩となる。これらの金額が本来ならば領主渡辺が受取る金額であるが、以前から江戸の生活に苦しむ旗本渡辺は、その采地の村々に、年貢米を抵当として先納金を求めていたため、それを差引くと、却って赤字となる。そういった先納金の追納は、采地の村々の農民の生活を圧迫することとなる。

天明七年（一七八七）中野与十郎は、その家を陣屋に提供していたから、その陣屋提供料として五兩、さらに役料として米一〇俵、また別に米一五俵が先代以来与えられていた。その米一五俵は、旗

本領の政務役を勤めていたための役職料である。これより先、享保二〇年（一七三五）、中野又兵衛は御金御用役となつて勝手不如意の旗本渡辺に必要な金子を調達し、その代償として年貢米の処分が委任された。こうして旗本渡辺の采地の村々の実質上の支配権は旗本の手を離れ、一介の百姓出身者に移行したのである。

なお、前記の中野与十郎は、旗本渡辺の江戸屋敷の取締として常府御用人となつた。それは家族ぐるみの常府だから、黒田村の方が空屋になるので、親類の責任においてその屋敷を護らせ、また中野与十郎の不在中は旗本渡辺采地の村々の名主達を心添とさせた。こうなると、旗本領の村々が農民達の手によって支配されるだけでなく、旗本の江戸屋敷にも、百姓出身者の常府御用人が出現することになつた。

(三) 小塚陣屋

表 4. 旗本渡辺の采地の村と石高

村	石高	相給地
大里	235,085	6 給地
中木	63,198	4 給地
青木	137,784	"
上条	847,859	"
黒田	215,831	3 給地
羽耐		
計	1,499,757	

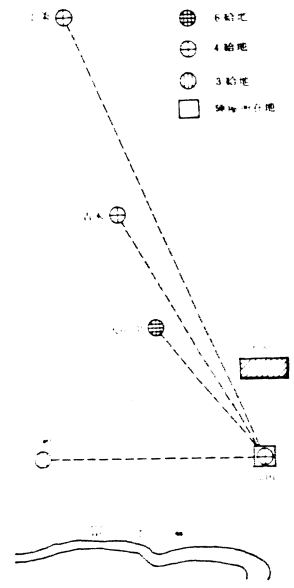


図 2 旗本渡辺の知行所の分布

表 5. 旗本日向の采地の村と石高

村	石高	単給相給別
松本	150,536	4 給地
松岡	230,282	3 給地
比奈	203,935	"
十兵衛	122,755	2 給地
瓜島	85,228	"
平垣	577,300	単給地
弥生	98,226	"
計	1,468,262	単給 2村、相給 5村

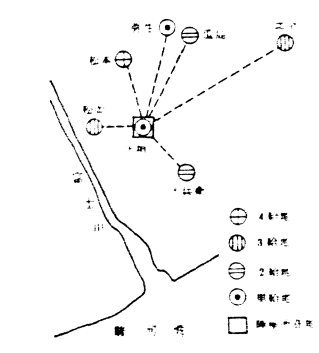


図 3 旗本日向の知行所の分布

され、再度旗本となり、武蔵・上野に三〇八〇石余の地行地を与えられた。政成の子政次の代には書院番士・御先鉄砲頭・さらさらその跡を継いだ正知も政次同様の役職を歴任、そして元禄十一年（一六九八）の地方直しによって知行地を駿河富士郡・駿東郡に移された。

小塚陣屋というのは、富士郡平垣村に住む豪農豪商の松永安兵衛の屋敷の通称であつて、ここに旗本日向小伝太の陣屋が置かれていた。

日向（ひなた）の祖先政成は、もと武田の家臣、武田滅亡後徳川家康の麾下に入り、天正十一年（一五八三）には、甲斐の武居村、駿河の厚原に領地を与えられた。その後、一時、徳川忠長の家臣に編入されたが、忠長が悲劇の運命に終ると、その家臣であつた日向の領地も没収された。やがて寛永十三年（一六三六）に赦免

政知の没後、その跡を継いだ正方のとき、三〇八〇石の領地のうち一〇〇〇石を弟喜之助に分知し、正方は平垣村を中心に富士郡下だけに采地を保有していたが、安永七年（一七七八）この郡の知行地の一部が三河加茂郡に移された。

そこで富士郡下の采地の村々をみると、表5に示す如くで、相給形態の村が多く、しかも三給地・四給地も混っている。また采地の村々は、その石高をみれば判るように、いずれも規模が比較的小さかったため、旗本日向の財政は苦しかった。文化・文政以降は財政が極度に悪化し、財政直しのため、天保十二年（一八四一）平垣村の松永安兵衛の子佐一郎を旗本日向の江戸屋敷に呼び、その知行所富士郡七か村の取締役に起用した。このようにして旗本日向の知行地の支配の実権は完全に松永へ移行していった。

そこで松永の身上を一瞥すると、平垣・五味島・蓼原など富士川扇状地に立地する村々に七〇町歩の土地を所有する大地主であり、また早くから米穀商も営み、その商業上の勢力は沼津や清水方面まで及んでいた。また金貸業も行っていた。そういう在地商業で得た資金で土地の集積をしていたのである。

旗本日向の財政悪化に伴って、采地の村々から納入する先納金の調達にも松永は当たり、先納金調達の抵当物件は村々の田畑であったから、その金の返済ができないと、抵当に入った土地が松永の管理に移り、松永は大地主に成長していった。平垣村・蓼原村にとくに多くの土地を所有したのは今述べたような理由によるのである。

その平垣村は旗本日向、また蓼原村は旗本久世三四郎の采地であり、松永は寛延元年（一七四八）以降旗本久世の知行地の年貢米の

取扱いをもするようになった。

このようにして地主化した松永は、旗本日向の采地の取締役になつたばかりでなく、旗本久世領でも同様な地位が与えられた。

旗本日向が知行地支配のため設けた小塚陣屋は、このような大地主松永の実権によってその内部機構が大きく変っていった。図3は旗本日向の知行所の分布を示したものであって、采地のほぼ中央に小塚陣屋が置かれてるようにみえるが、この中央的位置は単なる地域的中心というだけではなく、大地主松永の居住地と関連してそのかわり合いの緊密性と結びつけてみるべき、松永の屋敷が旗本日向の陣屋となっている真意が理解されるのである。

（四）本市場陣屋

本市場陣屋というのは、旗本秋山虎之助（安房守）がその知行地支配のため富士郡本市場町（現富士市）に置いた陣屋である。

旗本秋山の租先昌秀は、かつて武田の家臣であったが、武田滅亡後、徳川家康に仕え、下総に千石の知行地をもち、御書院番となり、番方の旗本として活躍した。正重の代には大坂冬の陣の功績によって千石加増、さらに目付となって二千石加増、都合四千石の上級旗本となり、また大目付にまで昇進した。その采地四千石は上総・下総・下野などにおいて与えられていた。しかし、元禄十一年（一六九八）の地方直しによって、その采地はすべて駿河駿東郡に移されて四七〇〇石となった。ところが安永七年（一七七八）この地に沼津藩が創設されたので、秋山の采地の大部分が藩領に編入され、その代地が富士郡と庵原郡下に与えられることとなった。その采地の村々は表6、その分布は図4で示すように、広範囲に分散し

表6. 旗本秋山の采地の村と石高

郡	村	現市町	石高	采地となつた年
駿東	久米田	清水町	376,544	元禄11年(1698)
	戸田	"	113,176	"
	畑ヶ中	(未詳)	153,510	"
	元長窪	長泉町	175,507	"
	4村		818,737	
富士	西比奈	富士市	684,574	安永7年(1778)
	本比奈	"	335,951	"
	宮島	"	465,702	"
	森島	"	238,653	"
	星山	富士宮市	268,657	"
	杉田	"	250,974	"
	宮原	"	146,702	"
	上里	"	98,987	"
	大保	芝川町	178,325	"
9村		2,598,525		
庵原	南松野	富士川町	319,587	安永7年(1778)
	濁沢	清水市	57,572	"
	広瀬	"	42,829	"
	茂畑	"	126,236	"
	西方	"	528,186	"
	西久保	"	334,315	"
	西久保	"	265,893	"
	長新田	"	772,552	"
8村		2,447,170		
21村		5,864,432		

てゐる。
 このような分散形態をもつ采地の支配は、どのように行なわれていたか。周知のように、旗本は常に江戸に居住しなくてはならない義務があったから、直接采地に来て支配することはなかった。采地に手代を派遣し、徴税事務などに当たらせていた。その手代の常駐する場所が陣屋である。旗本秋山の場合、その陣屋は、采地分布中で最も多量の領地があつたのが富士郡であり、またこの郡は駿東・

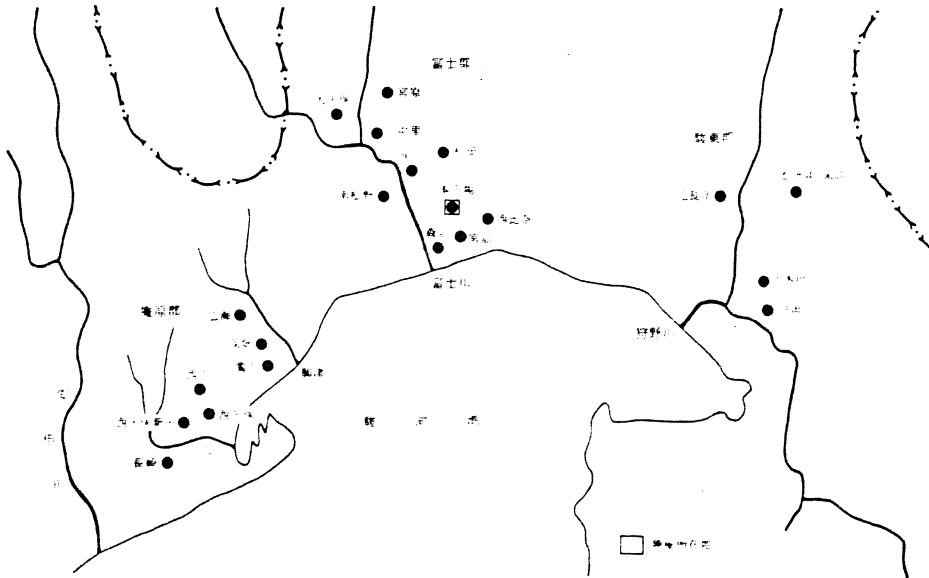


図4. 旗本秋山の知行所の分布

庵原両部の采地のほぼ中間に位するといふ理由から、富士郡本市場に設置されたのである。そしてその采地が三郡に跨がって散在していたから、その采地の支配に当たっては、地域的なまとまりを考慮して、駿東郡下の四か村を一つのグループとし、此処に陣屋の手代を補佐する触元（または割元ともいう）名主を置いて徴税事務に当たらせ、また富士郡下の九か村と庵原郡南松野も一グループにし、さらに庵原郡七か村も一グループにし、それぞれ触元名主を置いた。つまり陣屋の下に触元名主を中心としたいくつかの村が集まって一つの単位になって組織され、そうした仕組の中で旗本領の支配が行なわれていたのである。

このような陣屋の機構が幕末期になると変貌した。その主な原因は旗本財政の窮乏化にあった。その状況を旗本秋山の場合についてみると、領内から徴集される年貢米の大部分が所払いとなっていて、若林淳之氏⁵⁾によると、駿東郡四か村の年貢米は沼津宿の鈴木与兵衛に、富士郡のものは大宮町（現富士宮市）の高瀬源太郎に、庵原郡七か村のものは山梨店に売却されていたのである。これら地方商人のうち、沼津宿の鈴木与兵衛は、旗本秋山に対して金主を勤めていた。この金主というのは、旗本財政の運用上必要な金子を調達し、その代償として年貢米を受取るというもので、他の商人も同様に勤めをしていたと思われる。このように天保前後において地方商人が旗本の財政運用に関係してきた。

さらに小林角右衛門が本市場陣屋に現われたことに注目しなければならぬ。この人の父嘉七は、旗本秋山の采地庵原郡西方村に住む百姓で、組頭や名主を勤め、庵原郡七か村の触元名主の心添とな

り、文政九年（一八二六）には触元名主となった。その頃、旗本秋山の財政状態は極度に窮乏し、一万三千兩の借財をかかえていたもので、秋山は嘉七に命じて、その財政整理のため出府させようとしたが、老令病身であったので、その子角右衛門を代わりに出府させた。そして財政整理を遂行し、また采地二一か村の田畑の見分や請願の審査にもたずさわり、なお采地全村の年貢米の処分も委ねられた。このようにして采地管理のすべての権限が小林に移行した。このことは、旗本領の支配権が実質的には百姓出身者の手に移ったことを意味するのである。

以上は旗本秋山領の経済面を検討したのであるが、次に軍事面を考察しよう。

旗本は本来幕府直属の家臣であるから、当然軍事面の任務を負うものである。幕府の編成する軍制に関連し、それぞれの知行高に応じて軍役を提供する義務がある。しかし、三百年間も泰平の世がつくと、実際には旗本達が軍役義務を果たさなくてもよいような状態であった。だが幕末に至り、激動する時代になると、旗本の軍役提供の義務も考慮しなくてはならなくなった。とくに幕府の長州征伐に際して、旗本に対して軍役の提供を求めてきた。これに応じて文久三年（一八六三）、旗本秋山は次のような内容の報告⁶⁾を出した。

高四千七百石 秋山虎之助

御軍役九十四人之半減 四十七人之内

兵賦十四人除之残人数三十三人 馬二疋 鉄砲十挺

騎士一人 鉄砲足軽四人 鉄砲持徒士二人 鉄砲持侍四人

馬印三人 口取二人 槍持一人 草履取一人 床机持一人
踏箱持一人 甲冑二人 押足輕二人 玉箱持二人 騎寄一人
若党三人 口持一人 武器持二俣四人 小荷駄十人

正人数四十四人 内過十一人 馬二疋

右之通御軍役の節召連御心得御座候 以上

しかし、この報告は、旗本秋山の江戸詰の者の作成であり、幕府に對して忠誠を誓う意向があつて負担能力に誇張があり、實際には報告通りの軍役を編成する自信がなかつたので、本市場陣屋の小林角右衛門に對して報告の裏付けを求めた。その際、實際の調達兵員は、兵賦のほか、地士（ぢさむらゐ）一〇人、夫役一五人となつてゐる。兵賦は自領の農民でなく、他村の交通労働者を採用する場合が多い。地士には自領の上層農民が当てられ、これは鉄砲組の要員である。夫役は草履取・床机持などの雑役であるから、下層農民が当てられている。このように旗本秋山の軍役の主力は、砲術も剣術も知らない農民達であつたから、それらの手ほどきを速成に行なつて軍役に仕立てたのである。

幕藩体制社会では、兵農は分離し、武士と百姓とでは職分がはっきり分かれていたが、幕末期、旗本が編成した軍役の構成は、その中心勢力に至るまで農民層に依存しなくてはならなかつた。

四、おわりに

静岡県下の旗本領については、故山澄元氏⁽¹⁾の遠江引佐の旗本近藤領の優れた研究があるので、茲ではその東隣駿河の旗本領の様相をみることにした。

全国的にみても、東海地方は江戸周辺・大坂周辺と共に旗本領の多い所。その東海地方の中でも駿河はとくに旗本領が卓越する。駿河の中では、富士山西南麓から富士川流域にかけての地域に最も多くの旗本領が集積し、大井川の扇状地付近と庵原地区がこれに次ぐ。そこで富士郡を中心に駿河の旗本領の地域的特性と機能の変貌を究明して次に列挙するような結果を得た。

a 駿河には相給形態の村が多く、中には一村が六人の旗本によつて分割支配された六給地もある。しかし数の多いのは二給地である。一村内に領主が互いに入り組んだ相給の村はモザイク構造を呈する。

b 相給の村の成因は種々あるが、旗本領志太郡三輪村の中に所謂「五十石様」の耕地が散在し、それが天領となつてゐる。このように一村の中に新田が開発されると、その耕地だけが天領となり相給の村を形成する。

c 旗本領と天領とが入り組んで相給の村を形成する場合、農民生活の上に直接の影響があり、年貢米徴集率が天領よりも旗本領が高く、旗本采地に属する農民達は困惑する。

d 単給・相給を問わず、領主支配を異にする村々の間では紛争が起こり易い。潤井川の川除普請をめぐる紛争は、天領から旗本領への支配者交替の中で発生している。また田子浦の浜方村々では潮除垣の造築について、村の石高割にするか、一村限りにするかで紛争が生じた。

e 旗本の采地支配は陣屋を中心として行なわれる。その位置には、采地の中央的位置にあるもの——小塚陣屋・本市場陣屋、偏心的

位置にあるもの―長沢陣屋・黒田陣屋、とがある。旗本戸田の陣屋は中里村の中の長沢新田に置かれ、新田開発の意欲に燃えている様子が窺われる。

f 陣屋は、旗本秋山にみるように独立して設置される場合と、民家を借りて置かれる場合とがある。旗本渡辺の黒田陣屋は、采地の農家に置かれ、屋敷提供料を支払っている。旗本日向の小塚陣屋も平垣村の豪農の屋敷に置かれた。

g 旗本の采地が数郡に跨がって分散する場合、グループ単位に触元名主を置き、陣屋の手代の補佐をする。その通例として旗本秋山の場合をみると、駿東・富士・庵原の三グループにそれぞれ触元名主が置かれた。

h 旗本の財政が窮乏化すると、采地の農民から先納金を求めたり、大地主などから借金したり、また黒田陣屋における中村与十郎、小塚陣屋における松永安兵衛、本市場陣屋における小林角右衛門にみる如く、遂には百姓出身者が常府御用人として出現した。

i 激動する幕末期になると、軍役提供に旗本領の農民達が狩りたてられた。旗本秋山領では、軍役として地士・夫役に采地の農民が動員された。旗本が編成した軍役が農民層に依存することは、幕藩体制社会における兵農分離の崩壊を意味する。

注

① 静岡県富士郡誌 大正三年

② 明治初年 東比奈村外二か村絵図 吉原市史 中巻 昭和四
十三年

③ 富士郡松本村領主支配絵図 富士市史 下巻 昭和四十一年

④ 駿州志太郡三輪村絵図 岡部町史 昭和四十五年

⑤ 若林淳之 幕藩制社会崩壊期の旗本領

⑥ 富士宮市星山 深沢文書 富士市史 下巻 昭和四十一年

⑦ 山澄元 旗本領と近世の郷荘―遠州引佐郡を例として 人
文地理 二十五巻四号 昭和四十八年

参考文献

○ 富士宮市史 上巻 昭和四十六年

○ 静岡県庵原郡誌 大正五年

○ 藤枝市史 下巻 昭和四十一年

○ 島田市史 中巻 昭和四十三年、下巻 昭和四十八年

○ 静岡県志太郡誌 上、下 大正五年

The Feudal Estates of Hatamoto-s (旗本) in Suruga (駿河) Province

Kiyoji SASAKI

The Hatamoto-s or immediate vassals of Shogun numbered about five thousands, of which three fifth possessed feudal tenure, and their estates were distributed mainly around Edo and Osaka. In Tokai (東海) district also, such estates were numerous especially at Suruga province.

In Suruga province, there were many cases where a village was controlled by two or more hatamoto-s. Of such villages, those controlled by two lords were most numerous. In an extreme case, a village was shared by six hatamoto-s.

In some villages, the lands newly brought under cultivation were allotted to another lord, thus these villages came to be controlled by two or more lords. Since the land tax was lower at the lands directly controlled by Shogunate, some confusions arose in villages shared by Shogunate and hatamoto-s. In areas controlled by many lords, communal work such as dredging and enbanking river made little progress, and frequently disputes arose between villages.

In order to control the estates, hatamoto-s established special offices called jinya (陣屋). If the estates scattered over several counties, special agents to help the clerk of jinya were appointed at every groupe of estates.

When the hatamoto-s got into the financial trouble, some persons originally from wealthy peasants held the power to control their estates. At the last days of Tokugawa regime, the distinction between warriors or samurai-s and peasants disappeared, and army corps organized by hatamoto-s were mainly composed of peasants in their estates.